

作事所を警備局と改めて之に屬せしめた。

カイケン 海源 羽咋郡妙成寺三代の住持(日像を開山として)。三位阿闍梨ともいうた。應安八年二月日乗から三位阿闍梨に對する讓狀といふものがあるが、その眞偽は明らかでない。

カイゲンインニ 海元院尼 横山外記氏從の老母。慶安四年前田利常に請うて猷珠寺を建立した。猷珠寺は海元院の母、神谷守孝の室猷珠院の名を採つたものである。

ガイケンブンコウ 妄軒文稿 上下巻は文稿で、別に詩稿一冊を附してある。永山平太の遺稿で、明治三十九年その子鐵太郎の活版に附する所。細川潤の序文に、『君之文雄深雅健。不失師家矩矱。三十後。始學作詩。詩有唐音。不落時調。』と言つてゐる。師家とは安積良齋のことである。

カイコウイン 戒光院 加賀藩主第十二代前田齊廣の子他龜次郎の法號。詳しくは戒光院殿智賢定心居士。

カイコクザツキ 廻國雜記 道興准后の著。道興は後知是院關白房嗣の子で、青蓮院門跡である。道興文明十八年六月上旬足利義政に東山に袂別して、若狹・越前を通過し、加賀・能登を経て越中に入った。廻國雜記はこの間の山水風物を詠じた和歌を集めたもので、加賀では立花・動橋・本折・佛の原・吉野川・白山・吉岡・劔・矢作・野の市・津幡・高松を過ぎ、能登では菅原・杉の屋・四柳・小金森・藤井・久江・石動山を經たことを記してゐる。

カイコクジヨウシ 廻國上使 ↓ジュンケンジヨウシ 巡見上使。
ガイコクセンニユウコウ 外國船入港 慶

應三年五月廿六日英國船能登所口港に入り、從繁五日の間海陸所々を測量した。次いで六月十二日米國の商船亦同港に入り、從泊四日に及んだから、藩の老臣長連恭・村井長在二人はその状を見んが爲、遠乗と稱して之に赴いた。加賀藩の領海に外船を浮べたのはこれが嚆矢である。七月八日英艦三隻また所口港に入つて從泊し、その士官二人は十一日陸路大坂に赴き、十三日には佛國軍艦も亦同港に來泊した。

カイサイ 皆濟 一村の納租を終り、御藏入は代官から、給人知は給人の藏宿から皆濟状を得て、十村に之を提出し、十村が一組のものを纏めた時は、飛脚を發して改作所に注進した。元祿十六年の規定では、十二月二十日までに皆濟せらるべきであつたが、天保中から諸組互に早きを競うて十月中に皆濟する組さへあつた。皆濟注進の領内で最も早きを御國一番皆濟、郡中で最も早きを御郡一番皆濟といひ、その組織許の十村に賞賜せられた。百姓租米を皆濟し得ざる時は、家財を賣却し、又は家族を奉公せしめて之を辨償すべく、尙不足する時は持高を切高とし、その禮米によつて補ふを古格とする。請作人にして收穫不足したる時は、賣物代銀を以て租米を補ひ、殘餘を親作への年貢米等に配當した。

カイサイホウビ 皆濟褒美 組織許の十村は、毎年正月十六日御算用場に於いて、その組が前年藩に納租を皆濟したことを賞せられて目録を受ける。天保十年以後の法では、領國中一番皆濟の組の十村に銀五枚・緋三反、一郡中一番皆濟の組の十村に銀三枚・緋二反、その他十二月までに皆濟したものは凡べて銀

三枚を受けた。無組御扶持人にはその裁許する組はないが、交替に二三人宛銀三枚を給せられた。
カイサキヤマ 甲斐崎山 河北郡大熊郡落の東にある山。高さ一八九米。山體第三紀層。
カイサク 開作 荒蕪の地を開墾するの意。

前田利家の天正十三年六月の印書に、『在々荒地於有之は、悉開作可申付候。』とある。
カイサク 改作 改作の語は前田利常の工夫による改作法の趣旨に基づいて農政を行ふの義である。その初期に在つては開作とも書かれて居る。後世に至り單に農業勸奨と同意に用ひられるやうになつた。

カイサクガタゴウ 改作方五考 三冊。天保六年五十嵐篤好著。令義解・江家次第・東鑑等から、天正以降の古證文までを引用して、高免考・夫銀考・着米考・吉初銀考・口米考の五種を作り、之を一部に纏めたものである。之に對する補遺に、武部敏行著の五十嵐五考補遺がある。

カイサクシハイ 改作支配 ↓ヒンソノシタテ 質村御仕立。
カイサクシヨ 改作所 藩の改作奉行の勤務する役所で、御算用場内に在つた。
カイサクシヨキユウキ 改作所舊記 百二冊。坊間の流布本は十五冊とする。一名高澤録といひ、高澤忠順の著。加賀藩改作所の遠書等を抜萃して編年に輯成したもの。卷初に、高澤平次右衛門・福留村六郎左衛門書とあつて、萬治元年から享保三年まで九十一年間のものである。尙その外に巡見上使一卷・年代摘要一卷が附屬する。本書は加越能三州の農事一般のことを知るに極めて便利を興へる。

カイサクスウウキロク 改作摘要記録 一冊。高澤忠順著。藩初以來前田氏が諸村に年貢を徴した沿革を記し、慶安四年以降利常が改作法を工夫施行した事情、及びその後漸次改作法の主旨を誤り、財用の紊亂するに至つたことを載せてある。
カイサクブギヨウ 改作奉行 御算用場内に在る改作所事務所とし、改作・新開・定免・土地に關する訴訟を掌り、内開を兼帯する。この奉行は前田利常が慶安四年改作法を實施した時に初り、明暦二年六月一たび廢したが、寛文元年五月から再び山本清三郎・岡田左七・松原八郎左衛門・河北彌左衛門四人の任命を見たものである。同年末又奉行一人を増し、五年更に二人を加へ、元祿に十人となつたが、文政四年の改革により、御郡奉行を混じりて御郡奉行改作方兼帯の名義となり、石川・河北二郡以外の各郡に出張所を設けた。然るに天保四年職名を變じないが、御郡事務と改作事務とに分ち、御郡所と改作所とに出勤することとなり、十年正月余く舊に復して兩奉行分離することになつた。藩末では改作奉行の定員十人で、各足輕三人を附屬せしめ、當役の外に加入及び當分加入もあり、下吏には定役御算用方があつて書算を掌つた。

カイサクブギヨウカイソン 改作奉行廻村 改作奉行は變地所・論所の視察、凶年の立毛見立、その他臨時に郡中へ出張すること多いが、勸農の爲にする恒例の廻村は、荒起・植付・草拂の三四で、何れも一國一人宛出役した。その中荒起見分は春土用に、植付見分は五月下旬乃至六月下旬に概ね植付の終了した

カイ